

お知らせ

記者発表資料

令和8年5月21日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

中国地方整備局は、株式会社ALL INに対し、宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課

082-221-9231 (代表)

【担当】

不動産業適正化推進官 上平 (かんびら) (内線6110)

建設産業課 課長補佐 上田 (うえだ) (内線6144)

別 紙

令和 8 年 5 月 2 1 日
中国地方整備局

宅地建物取引業法の規定に基づく※聴聞の実施について

中国地方整備局は、下記のとおり株式会社 A L L I N に対し、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号。以下「法」という。）第 6 9 条第 1 項の規定に基づく聴聞を実施しますので、お知らせします。

なお、本聴聞は法第 6 9 条第 2 項において準用する法第 1 6 条の 1 5 第 5 項の規定により公開にて行います。

- 1 期 日 令和 8 年 6 月 1 日（月） 1 3 時 3 0 分～
- 2 場 所 広島市中区八丁堀 2 - 1 5
国土交通省 中国地方整備局 建政部 3 階 第二会議室
- 3 被聴聞者 所在地：広島市中区中町
株式会社 A L L I N 代表取締役 澄川 大輔
- 4 予定される不利益処分の内容
法第 6 5 条第 2 項に基づく業務停止処分
- 5 不利益処分の原因となる事実の概要
株式会社 A L L I N は、令和 8 年 1 月 2 9 日に公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失ったが、当該地位を失った日から 1 週間以内に営業保証金を供託しなかった。
このことは、法第 6 4 条の 1 5 前段の規定に違反する。
- 6 そ の 他
 - (1) 聴聞出席者について
行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 2 1 条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。
 - (2) 傍聴について
事前予約制とさせていただきます。
申込み方法は別添のとおりです。

(3) 取材について

当日は記者席を設けております。聴聞開始までの撮影は可能ですが、聴聞時の撮影及び録音はご遠慮下さい。

※「聴聞」とは、行政庁が行政処分を行うのに先立って、その処分を受ける者（被処分者）や処分により不利益を受ける者から意見を聞く手続き。

別 添

傍聴希望申込み手続きについて

傍聴を希望する方は、令和8年5月28日（木）17時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申し込みください。

メールによる申込みをいただいた後、令和8年5月29日（金）14時を目途に傍聴の可否を返信します。万が一、返信メールが来ない場合には下記の問合せ先までご連絡ください。

【登録・問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 不動産業係

TEL : 082-221-9231（内線6151）

Eメール : fudousangyou@cgr.mlit.go.jp

※傍聴申込みのメールは、件名を「傍聴登録（令和8年6月1日聴聞）」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。